

【資料 2】

(案)

令和元年 12 月 19 日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市地方卸売市場田主丸流通センター運営審議会

委員長 大 熊 博 文

卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について（答申）

令和元年 12 月 3 日付 1 田産第 150 号により貴市から諮問を受けた標記の事項について、審議した結果、原案に対して下記のとおり答申する。

記

久留米市地方卸売市場田主丸流通センターは、地域特産物である花木の流通拠点施設としての公共的な機能を維持するために、久留米市が引き続き開設者として、市場の活性化及び公正な取引環境の確保に向けて尽力されたい。

卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針については、原案で示された基本的な考え方（改正法の趣旨の踏襲、県からの認定、条例規定の廃止、許可承認等の事務手続きの簡略化等）は適当である。

しかしながら、取引ルールの設定については、市場関係者において、その懸念も考えられることから、以下に示す必要な措置を講じることを要望する。

- 1 卸売業者、買受人、出荷者及び開設者が、それぞれの役割・機能を発揮し、市場の活性化が図られること
- 2 取引ルールについては、条例以外の規定において規制を設ける可能性の有無を含め、開設者として、今後の市場運営にとって適切な対応を行うこと
- 3 将来的な市場を取り巻く環境変化に対して、迅速な対応が図られる仕組みとすること